

「命あるペットの終生飼養に関する条例」骨子（案）について

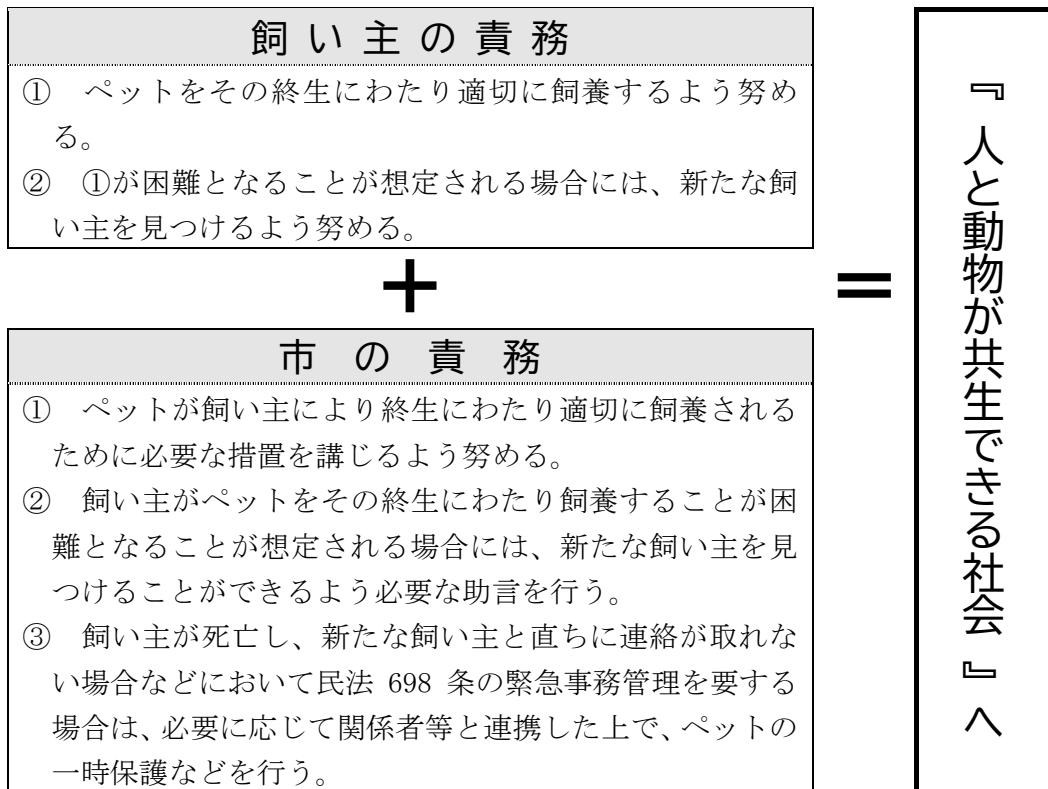
1. 趣 旨

人と動物が共生する社会においては、人だけではなく、動物もまた命あるものとして尊重されるべきです。とりわけ、飼い主としてペットを飼養する人は、自らの責任において当該ペットを終生にわたり適切に飼養すべきであることは、言うまでもありません。

しかしながら、飼い主の死亡などの予期せぬ事態が発生した結果、ペットが適切な保護を受けられなくなるといった問題が発生することもあります。

こうした事態に対応するため、ペットを終生にわたり飼養することが困難となることが想定される飼い主に対しては、市が新たな飼い主を見つけられるよう助言し、さらに、飼い主が死亡し新たな飼い主と直ちに連絡が取れない場合などに、市が関係者等と連携しながら一時的な保護を行うことによって、当該ペットの命とともに地域社会の生活環境を守り、もって人と動物が共生できる社会の実現に資することを目的として、新たな条例を制定するものです。

2. 条例骨子（案）の概要



3. 条例骨子（案）

（1）条例の目的について

動物愛護法の基本原則にのっとり、人と動物が共生できる社会の実現に資することを条例制定の目的とすることを規定する。

『参考』動物の愛護及び管理に関する法律「基本原則」

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（2）定義について

条例の解釈に要する「ペット」、「飼い主」の定義を規定し、前者としては、「犬」、「猫」を規定する。あわせて、「終生飼養」についても定義を行う。

（3）市の責務について

市の責務として、ペットが飼い主により終生にわたり適切な環境で飼養されるための必要な措置を講じるよう努めることを規定する。

（4）飼い主の責務について

動物愛護法7条4項の趣旨を踏まえ、飼い主の責務として、ペットを終生にわたり適切に飼養するよう努めることを規定するとともに、終生飼養が困難になることが想定される場合は、新たな飼い主を見つけるよう努めることを規定する。

『参考』動物の愛護及び管理に関する法律「動物の所有者又は占有者の責務等」

第七条 (略)

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

(5) 市による飼い主への助言及びペットの一時的な保護について

- ・ ペットの終生飼養が困難になることが想定される飼い主に対しては、新たな飼い主を見つけることができるよう、市が必要な助言を行うものとすることを規定する。
- ・ 飼い主が死亡し、新たな飼い主と直ちに連絡が取れない場合などにおいて、民法698条の緊急事務管理を要する場合は、市は必要に応じて関係者等と連携した上で、ペットの一時保護などを行うことを規定する。

この際、飼い主又は新たな飼い主がペットの返還を求めた場合においては、返還することを規定する。

4. スケジュール（予定）

令和8年2月	パブリックコメントの実施、意見集約及び条例案作成
3月	議会において条例案審議、議決
4月	条例施行
以降	